六　発行額　額面金額で七千二百九十二億円

イ　価格競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千六百五十七億二千百六十五万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千六百三十四億七千八百三十五万円
特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で七百億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で六百七十一億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　七千二百九十五億五千八百二十万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　七百億三千五百万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　六百七十一億三千三百五十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　振替単位　平成二十七年十二月二十一日

十　発行日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭

十二　利率　年一・四パーセント

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額\times\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{365}$$

十四　初期利子　平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成五十七年十二月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十七年十二月二十一日

○財務省告示第七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十二月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百三十回及び第百三十四回）、利付国庫債券（三十年）（第六回、第二十四回、第二十五回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十六回、第三十七回、第三十八回及び第四十回）及び利付国庫債券（四十年）（第五回、第六回及び第七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十四億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千五百二十一億三千八万九千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年十二月七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+表面利率\times残存年数-\left(\frac{第十七号に規定する利回り+募入利回り格差}{100}\right)\times残存年数$$

（別表のとおり）

十二　利率

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$各発行対象国債の額面金額の総額\times各発行対象国債の利率／100\times\frac{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。ただし、平成二十八年一月一日以後に初期利子の支払期が到来するものについては、この限りではない。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$各発行対象国債の額面金額\times各発行対象国債の利率／100\times1／2$$